

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

※**重度要介護高齢者** 市内に住所を有し、基準日前6カ月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方。またはそれと同等の状態であると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

※**介護者** 市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○**基準日** 令和2年6月30日(火)

○**対象期間** 令和元年7月1日～令和2年6月30日までの1年間

○**受付期間** 令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)

○**慰労金の額** 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(令和元年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

土地一覧表の閲覧の廃止のお知らせ

市では、市民サービスとして、法務局に行かなくても土地の登記の一部が確認できるよう、法務局からの不動産登記情報を基に土地一覧表を作成し閲覧を実施してきました。

しかし、不動産登記情報は法務局で登記事項証明書の交付が受けられるほか、インターネットでも不動産登記情報提供サービスが開始されていて利便性が向上しています。

また、個人情報保護の観点からも、土地一覧表はどなたでも閲覧できることから、個人情報を収集され、目的外利用をされる恐れがあります。

以上のことから、土地一覧表の閲覧を令和3年3月31日をもって廃止しますので、ご理解をよろしく願います。

問 本庁 税務徴収課固定資産税G ☎52-1111 内線234、235

常陸大宮済生会病院から小児科診察のお知らせ

日頃より当院の運営に際しまして、患者様ならびに地域の皆様より多大なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

当院では、令和2年4月1日より小児科の診療体制を一時的に縮小いたしましたが、4月6日より週5日の小児一般外来および救急診療を再開いたしました。

以下の診療時間において、小児科一般診療を中心に、アレルギー疾患、神経疾患、消化器疾患、腎疾患、心疾患を含めて小児科のほぼすべての領域の診療が可能です。

診療体制の変更中は、多大なご迷惑をおかけしました。引き続き地域の皆様が安心して診療を受けられるよう努力してまいります。

○**受付時間** 8:30 ～ 11:00 (午後は予約患者のみ対応)

○**休診日** 土曜日、日曜日、祝日

問 常陸大宮済生会病院 ☎52-5151